

■平成28年度執行目標 総務部

部局	課・室	番号	執行目標項目	執行目標の内容	背景・課題・留意点等	項目 (単位)	根拠計画 等	H27 実績値	H28 目標値
総務部	総務課	1	本庁舎前駐車場管理の実施について	市役所本庁舎の来客用駐車場にゲート設置等することで、本来利用されるべき来客が利用できるよう整備し、適正な運用と管理をおこなう。	本庁舎駐車場が、市役所を利用されていないと思われる方の駐車車両の影響を受け満車となり、本来の目的である市役所来客用の駐車場が確保できない状況があり、職員による人的啓発を実施したが一時的な効果に限られ、駐車場有料化も検討したが費用対効果面から現実的でなく見送ることとなった。しかし、現状を改善する必要があることから、閉庁時間帯をホール・チェーン等で閉鎖することにより、目的外利用車両を排除する。				
総務部	総務課	2	文書・例規事務の適正化及び法制執務能力の向上	昨年度に引き続き、文書・例規事務の適正化及び効率化に向けた取り組みを推進し、文書主任を中心とした研修会等の開催など、文書・例規事務に精通した人材を育成し組織の強化を図る。また、行政の説明責任を果たすために、各事務における許認可等の審査基準を明確化し、事務所内に備え付ける整備を今年度も継続して行う。 特定個人情報等の適切な取扱いについて、職員への周知徹底を図る。	平成27年度は、文書主任を対象とした研修会を年3回開催し、文書事務に精通した職員の育成を図ることにより文書・例規の「木津川市ルール」の確立を一定図ることができた。その他、行政手続・行政不服審査制度及び施行準備作業説明会、マイナンバー制度運用開始に伴う研修会等を開催し、延べ718人の職員の受講があった。本年度も引き続き適正な文書事務の執行と、職員の法制執務能力の向上に努める必要がある。				
総務部	総務課	3	選挙事務の見直し	平成28年7月執行予定の第24回参議院議員通常選挙に向け、次のような取り組みを行う。 ・若年層の投票率向上のため、市内2校の公立高校内に期日前投票所を開設する。 ・若年層の政治や選挙への関心を高めるため、本市の選挙人名簿に登録されている18歳から39歳までの方から期日前投票所立会人を公募する取組を開始する。 ・選挙権年齢の引き下げに伴う、新たな啓発方法の検討を引き続き行う。	自書式投票用紙読取分類機の導入、投開票事務手順の見直し等により、事務の効率化及び執行経費の削減に継続的に取り組んでいる。市内3カ所に開設している期日前投票所の投票者数等の分析を行い、投票者数の少ない山城期日前投票所の開設期間を一部の選挙で短縮することとし、地域住民に説明、了解を得た。平成27年6月の公職選挙法の改正により、平成28年6月19日以後に公示される国政選挙から選挙権年齢が満18歳に引き下げられる。市としても若年層の政治・選挙への関心を高め、投票率向上に努める必要がある。				
総務部	総務課	4	市制10周年記念式典の実施	合併し木津川市となって10年が経過する節目として、「市制10周年記念式典」を開催する。	市制10周年記念式典を実施することにより、市の内外へ向けて木津川市をアピールすると共に、市民・職員の変える郷土愛を育み、市政の推進を図る。				
総務部	総務課	5	防犯灯LED化	平成28年度において市内防犯灯のLED化へ向け、検討し、計画を立て、平成29年度から平成31年度の3か年でLED化を実施する。	木津川市内には、防犯灯が約8,000基あり、年間の電気料金が約2,500万円の支出となっている。この維持費を削減するため、防犯灯のLED化を図る。				
総務部	危機管理課	1	防災行政無線の整備	防災行政無線整備事業の前倒しにより、平成28年4月から運用を開始した。今後、戸別受信機の配布先の拡充等について、関係課と調整し、検討していきたい。また、防災行政無線に関わる既存要綱の改正も併せて実施する。	① 屋外拡声子局整備に伴う地元説明会を実施（市内全地域36回）する。 ② 運用開始前のテスト放送による音達試験を実施する。 ③ 市民への周知（ホームページ、広報誌）を行う。 ④ 防災行政無線放送と行政無線放送とのすみ分け（行政放送については基本廃止）を行う。 ⑤ 戸別受信機の配布先拡充についての協議及び検討を行う。 ⑥ 防災行政無線に関わる既存要綱の改正を行う。				
総務部	危機管理課	2	自主防災組織との連携強化及び設立支援	災害発生時における初動体制の確立を図るため、自主防災組織の内容や必要性を啓発し、市内での自主防災会の組織率の向上を図る。また、市防災訓練や自主防災組織連絡会を通じて、自主防災組織との連携を図り、減災に向けての取組みを進める。	平成27年度においては、市内で27の自主防災組織（木津12、加茂6、山城9）組織率 72.1%（人口ベース）である。	自主防災組織数 (組織)	27	29	
総務部	危機管理課	3	通学路への防犯カメラの設置	「犯罪の起きにくいまちづくり」の推進に向けて、犯罪予防を目的として、通学路30箇所防犯カメラの早期設置を目指す。	市内14校の小学校区の通学路に概ね3台の防犯カメラを設置する（平成27年度は12台設置済）。	防犯カメラの設置 台数（台数）	12	42	
総務部	危機管理課	4	災害支援協定の締結の推進	いつ起こるか予測できない大規模災害に備えて、民間事業者や各種団体と災害時における支援協力体制についての協定を締結することにより、災害対策ネットワークの構築を図る。	災害発生時における各種応急復旧活動に関わる人的・物的支援に伴う支援協定を締結することにより、災害時の対策ネットワークの構築並びに減災に繋がるものとする。	災害支援協定締結 団体数 (団体)	50	53	
総務部	財政課	1	統一的な基準による地方公会計財務書類の試作	平成29年度までに統一的な基準による地方公会計財務書類の作成が国から要請されており、平成28年度決算に基づく本格作成・公表に先立って、平成27年度決算に基づき財務書類を試作する。	人口減少・少子高齢化が進展している中、財政マネジメント強化のために地方公会計を予算編成等に積極的に活用することによって、限られた財源を賢く使う取組が重要となっており、平成29年度までに統一的な基準による地方公会計財務書類の作成を国から要請されている（平成27年1月23日付け総務大臣通知）。				

■平成28年度執行目標 総務部

部局	課・室	番号	執行目標項目	執行目標の内容	背景・課題・留意点等	項目 (単位)	根拠計画 等	H27 実績値	H28 目標値
総務部	財政課	2	新市基本計画の変更	有利な財源の確保が困難なハード事業の実施にあたり、法改正前は合併年度に続く10か年度とされていた合併特例事業の実施期間を、15か年度に延長するために必要な新市基本計画の変更を行う。	東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第36号）が平成24年6月27日公布、同日施行され、あわせて合併特例事業推進要綱の一部改正が行われ、市町村合併推進事業（新法分）における合併後事業の実施期間が、合併が行われた年度及びこれに続く「10か年度」が「15か年度」に改められた。これにより、新給食センター建設や、公共施設等総合管理計画に基づく老朽施設の除却の財源として合併推進債を見込むことができるようになる。				
総務部	財政課	3	公共施設等総合管理計画の策定	前年度に引き続き公共施設等総合管理計画の策定業務に取り組む。 今年度は、前年度に実施した施設調査票作成の成果や、市民アンケートの結果を踏まえ、白書の作成や計画の基本方針の決定を経るなど、必要な手続きを踏まえて計画策定を行う。	公共施設の老朽化対策が全国的な課題とされている中、厳しい財政状況と施設需要の変化に対応するため、長期的な視点で更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行い、財政負担の軽減と平準化、施設の最適な配置の実現を目指すことを目的に計画を策定する。				
総務部	財政課	4	市有財産利活用の推進	これまでの取組から継続して、未利用や低利用の市有財産についての活用や、活用計画のない市有財産の売却等を進め、維持管理経費の抑制や財源確保につなげる。	活用準備を進めてきたインターネット売払システムを平成28年度から活用し、これまで契約に至らなかった市有地の売払いを推進する。 また、山城支所東駐車場の職員駐車場としての用途が廃止され普通財産として財政課が引き継いだことや、山城町平尾の土地開発公社保有土地を平成28年度中に市土地開発基金で取得する予定であることから、これらの利活用についても新たに検討を加えていく。	売却件数 (件)		2	2
総務部	行財政改革推進室	1	普通交付税合併算定替段階的終了対策	合併算定替終了対策洗い出し候補メニューの実施決定項目を第2次行財政改革行動計画に反映する。 新任職員に対する研修を継続するとともに、本年度は全職員対象の行財政改革に関する研修を行う。 市民の皆様に行財政改革の必要性をご理解いただくため、広報紙「子や孫の未来につなぐ」の連載を行う。 事務事業の見直し等に向けて、「事務事業評価」「事業仕分け」「執行目標」に取り組む。 本年度内に公共施設等総合管理計画を策定する。	普通交付税合併算定替段階的終了対策として、以下の取り組みを行った。 事業仕分け（4事業） 執行目標（市長ヒアリング） 事務事業評価 公共施設等総合管理計画の策定に向けた取り組み（行財政改革推進委員会への諮問・市民アンケート等） 広報きつかわ「子や孫の未来につなぐ」連載4回 庁内「行革通信」発行1回				
総務部	税務課	1	職員資質の向上（市民税係）	①係内での研修を実施し、事務に対する問題点を共有するとともに、経験年数による差を軽減する。 ②膨大かつ複雑な地方税制度について、より理解を深めるべく庁外の税関係研修に積極的に参加する。 （庁外研修の成果は係内研修で発表し、係内全員に還元）	昨年度は、各月1回の係内研修に加えて庁外研修にも参加した。職員の一層の意欲・能力向上のため、今年度も取組を継続するとともに、OJTの実施、人事評価における職員個人目標の達成につなげる。 ①係内研修による問題点の共有や、知識・情報の交換等が、係のチームワークや能力向上にもつながることを踏まえ、昨年同様、最低月1回以上の開催を目標とする。 ②庁外研修は、J I A M主催の住民税課税事務研修、府振興協会主催の税務担当職員初任者研修会、農業所得に係る収支計算研修会、税務署・各種協議会等主催の実務者研修等を予定している。	係内研修 年12回、 庁外研修 年5回 (回)		17	17
総務部	税務課	2	課税の共同化に係る償却資産課税データの整理（資産税係）	課税の共同化に向けて、昨年度に引き続き償却資産の課税データの整理に取り組む。 具体的には、税務署調査を行い、未申告者、廃業、倒産等による異動を課税データに反映し、整理を行う。 また、併せて効率的な課税事務が執行できる体制を構築する。	地方税機構における課税の共同化において、平成29年度から調査業務が開始される予定であり、一定構成市町村において課税データの整理が必要となる。 平成27年度から地方税機構における共同化ワーキンググループに参加し、共同化の先行実施に係る検討を行うと同時に共同化への移行スケジュール等の情報をいち早く把握し、滞りなく移行できる体制を整える。 また、昨年に引き続き、保有資産が多い法人について、申告時期の資産の異動が容易にできるようエクセルによるデータ整理を行い、更に事務の効率化を図る。	係内研修 年12回、 庁外研修 年7回 (回)			19
総務部	税務課	3	税外債権の適正化に向けた取り組み	①債権管理条例に基づく適正な債権管理を実施する。特に不納欠損処分(私債権時効債権)の実施を行う。 ②債権管理指針を基本に各債権課における業務フローを作成する。 ③平成28年度債権回収基本計画を策定(徴収率目標の設定)する。 ④債権管理における課題や対応策を、PT会議等を通じて更に検討していく。	①電算システムの不備による債権管理台帳未作成分の整理を行う。 ②滞納処分を実施する。 ③債権管理事務の増加により、現有の職員体制では負担が大きいため、債権管理事務の効率化を目指す。 ④私債権の不納欠損処理を行う。	税外債権 全体収納 率	平成28 年度債権 回収基本 計画	平成26年 度を上回 る見込み	平成27年 度決算収 納率を上 回ること